

7月検針分から

水道料金を値下げします

水道事業については、平成19年度より上水道・簡易水道事業の統合を行い、経営の効率化と経費の削減を行ってきました。また、佐賀西部広域水道企業団の受水費の負担軽減が行われることにより今回値下げを実施します。

7月検針分（8月納付）から、平均7・57%の値下げをします。
新しい料金は次のとおりになります。

■問い合わせ

水道課 管理係

☎ 75-3003

新水道料金表

用途		基本料金 (1ヵ月につき)		超過料金 (1mにつき)
		水量	料金	
一般 専用	専用水栓	5㎡まで	1,600円	11㎡～20㎡ 300円
		10㎡まで	2,200円	21㎡～30㎡ 320円
	共用栓	1世帯 平均10㎡ まで	2,200円	31㎡以上 340円
業務 用		10㎡まで	2,500円	11㎡～20㎡ 330円
				21㎡～30㎡ 350円
				31㎡～50㎡ 360円
				51㎡以上 380円
臨時用		10㎡まで	4,000円	11㎡以上 450円

備考：料金は、この表により算定した額に100分の105を乗じた額です。

賦課限度額が変更になります

国民健康保険税のお知らせ

国民健康保険税は、医療給付費分と介護納付金分（40歳から64歳までの方が対象）とに分けて賦課をしています。

医療給付費分は、病気やけがをした時の医療費の支払いにあてるものです。被保険者の高齢化等により医療費が増大しており、国の法令改正に基づき、平成19年度賦課分より賦

課限度額が53万円から56万円に引き上げになります。

介護納付金分は、介護が必要になったときの介護費用の支払いにあてます。この賦課限度額については、9万円で据え置きとなっています。

詳しくは、税務課係までお問い合わせください。

■問い合わせ

税務課 課税係

☎ 75-2126

※平成19年度国民健康保険税納税通知書は、6月中旬に発送を予定しています。



水道がうるおす日々の健やかさ

6月1日(金)～6月7日(木)は **水道週間** です

生活上の諸問題など

ひとり親

家庭などの

法律無料相談

生活上の諸問題について専門的に解決することが必要な、ひとり親家庭の方などを対象として巡回相談が実施されます。

■日時 6月15日(金) 13時～15時まで
(できるだけ予約をしてください)

■場所 多市中央公民館

■対象 ひとり親家庭および寡婦

■相談内容

・離婚に伴う養育費および財産分与の問題

・配偶者の事故死補償問題

・遺産相続

・金銭貸借問題

・その他専門的に解決を要する問題

■相談員 弁護士

■問い合わせ

福祉健康課 社会福祉係

☎ 75-6118

★県母子福祉セン

ターでは、毎月第

2・第4木曜日に

無料法律相談を实

施しています。

■問い合わせ

県母子福祉センター

☎ 24-0064

